

訪問介護料金表

【訪問介護事業】

I 訪問介護

※特定事業所加算Ⅱを加算して計算しています。

訪問区分	サービス提供時間	単位	利用者負担額 利用料1割の場合
身体介護	20分未満	183単位	187円
	20分から30分未満	275単位	281円
	30分～1時間未満	435単位	445円
	1時間以上の場合 1時間から計算して 30分を増すごとに加算	92単位	94円
生活援助	20分以上45分未満	201単位	206円
	45分以上	247単位	253円
通院等乗降介助通院等のための乗車又は降車の介助		108単位	111円

II 介護予防訪問介護サービス

介護予防訪問サービス

介護予防利用(身体介護・生活介護の区分をしない)	単位	利用者負担額 利用料1割の場合
介護予防訪問介護(Ⅰ)週1回程度の利用(要支援1.2)	1,176/月	1,201円
介護予防訪問介護(Ⅱ)週2回程度の利用(要支援1.2)	2,349/月	2,399円
介護予防訪問介護(Ⅲ)週3回程度の利用(要支援2のみ)	3,727/月	3,806円

生活支援訪問サービス(岡山市)

サービスの種類	単位	利用者負担額 利用料1割の場合
週1回利用	862単位	881円
週2回利用	1,721単位	1,758円
週1回利用	2,722単位	2,780円

手助け訪問(瀬戸内市)

サービスの種類	単価	利用者負担額 利用料1割の場合
1回 20分以上30分未満	1,890円	189円
1回 30分以上60分未満	2,370円	237円

III 交通費実費

利用者の居宅が、当該事業場のサービス実施区域(岡山市〔ただし中山間地域等、旧御津町、旧灘崎町、旧建部町、旧瀬戸町を除く〕・瀬戸内市)を超えた所より、交通費の実費をいただきます。(1kmにつき18円)

IV その他

初回加算(新規) 新規利用者にサービス提供責任者が初回及び同月内に 訪問介護を行う場合又同行訪問を行った場合	200/月	205円
緊急時訪問介護加算 居宅サービス計画にない身体介護を 緊急時に行った場合	100/回	103円
介護職員処遇改善加算(1月につき所定単位数×13.7%)が利用者負担となります。		
介護職員等特定処遇改善加算(1月につき所定単位数×6.3%)が利用者負担となります。		
介護職員等ベースアップ等支援加算(1月につき所定単位数×2.4%)が利用者負担となります。		

※ただし、介護保険給付の範囲を超えた場合は全額負担となります。